

令和4年第1回岐阜県議会定例会提出議案（追加分）

（令和4年3月9日）

議第59号 控訴の提起について

岐阜県警察本部警備部及び各警察署警備課が、被控訴人らの個人情報を長年にわたって収集及び保有し、民間企業が計画していた風力発電事業に関連して、大垣警察署警備課の警察官がこれらの情報の一部を当該民間企業に提供したことにより、人格権としてのプライバシー等が侵害されたとして提起されていた大垣警察市民監視国家賠償請求事件（＊1）について、令和4年2月21日岐阜地方裁判所において県に対し被控訴人らそれぞれに55万円の損害賠償金及び当該額に対する利息の支払を命ずる判決の言渡しがあった（＊2）が、この判決には承服できないので、名古屋高等裁判所に控訴の提起をする。

*1 事件の概要

被控訴人ら（原告4名）は、岐阜県警察本部警備部及び各警察署警備課が、被控訴人らの個人情報を長年にわたって収集及び保有し、大垣市上石津町及び不破郡関ケ原町において民間企業が計画していた風車発電機16基を設置する風力発電事業に関連して、大垣警察署警備課の警察官がこれらの情報の一部を当該民間企業に提供したことにより、人格権としてのプライバシー等が侵害されたことを請求原因として、県に対し、被控訴人らそれぞれに110万円の損害賠償金及び当該額に対する利息の支払を求めて提訴したものである。

*2 判決の概要

大垣警察署警備課は、被控訴人らの活動により公共の安全や秩序維持に危害が及ぼされる危険性が生じておらず、被控訴人らの情報を民間企業に提供する必要性があったとは認め難い状況であったにもかかわらず、被控訴人らのプライバシー情報を積極的、意図的に当該民間企業に提供し、これにより、被控訴人らのプライバシー情報をみだりに第三者に提供されない自由を侵害したものと認められる。かかる情報提供は、正当な理由に基づくものであるとはいはず、国家賠償法上違法である。

大垣警察署警備課が民間企業に提供した情報は、収集及び保有の必要性を否定することができない上、任意の手段により行われたものであることを踏まえると、当該収集及び保有は、国家賠償法上違法とまではいえない。

また、大垣警察署警備課が民間企業から収集及び保有した情報は、当該民間企業が計画していた風力発電事業に関連する被控訴人らの活動を考慮すれば、その程度は低いものの、情報収集等を行う必要性があったことは否定できず、当該収集及び保有は、国家賠償法上違法とまではいえない。

したがって、国家賠償法第1条第1項により、県が被控訴人らに対し賠償すべき損害の額は、慰謝料及び弁護士費用として、それぞれに55万円及び当該額に対する利息が相当である。

説明資料	国家賠償請求事件に係る控訴の提起について	令和4年3月9日 岐阜県警察本部
1 事案概要		
(1) 第1事件（事件名：大垣警察市民監視国家賠償請求事件）		
岐阜県警が原告らの個人情報を長年にわたって収集及び保有し、大垣市上石津町等において民間企業が計画していた風力発電事業に関連して、大垣警察署の警察官がこれら的情報の一部を当該民間企業に提供したことにより、原告らの人格権としてのプライバシー等を侵害したとして、県に対し損害賠償請求されたもの		
(2) 第2事件（事件名：個人情報抹消請求事件）		
岐阜県警及び警察庁が保有する原告らの個人情報の抹消を求められたもの		
2 関係者		
(1) 原告 大垣市上石津町在住、男性外3名		
(2) 被告 第1事件：岐阜県、第2事件：岐阜県及び国		
3 判決までの経緯		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年12月21日：第1事件の訴訟提起 ・ 30年1月29日：第2事件の訴訟提起 ・ 令和3年10月25日：結審 ・ 4年2月21日：判決 		
4 判決主文（要旨）		
<ol style="list-style-type: none"> (1) 第1事件について、被告は原告らそれぞれに対し、55万円及び利息を支払え。 (2) 第2事件に係る訴えを却下する。 		
5 裁判所の判断		
(1) 第1事件		
ア 情報収集及び保有について → 違法とまではいえない		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件において民間企業に提供された情報が警察によって収集及び保有されていたことは、その必要性を否定できない上、任意の手段により行われたことを踏まえれば国家賠償法上違法とまではいえない。 ・ 警察が民間企業から収集及び保有した情報は、風力発電事業に関連する原告らの活動を考慮すれば、その程度は低いものの、情報収集等を行う必要性があったことは否定できず、当該収集及び保有は、国家賠償法上違法とまではいえない。 		
イ 情報提供について → 違法		
警察は、民間企業に対し、原告らの情報を提供する必要性があったとは認め難いにもかかわらず、原告らのプライバシー情報を積極的、意図的に提供したことによって、みだりに第三者に提供されない自由を侵害したものと認められる。		
かかる情報提供は、正当な理由に基づくものとはいせず、国家賠償法上違法である。		
(2) 第2事件 → 訴え却下		
本件に係る訴えは、抹消の対象となる情報の特定性を欠くことから不適法である。		
6 控訴		
(1) 控訴期限		
令和4年3月10日(木)		
(2) 控訴手続		
県議会会期中は、議会の議決が必要である（地方自治法第96条）。		